

脱毛サロンが倒産した！

脱毛エステ業者の倒産が相次ぎ、相談が急増しています。

相談① 脱毛エステ15回27万円の契約をした。代金は現金で一括払いした。3回施術を受けた後でサロンが倒産したと知った。未施術分の代金を返してほしいが、サロンと連絡が取れない。

相談② 脱毛エステ10回コース18万円の契約をした。代金はクレジットカードの10回払いにした。まだ2回しか施術を受けていないのにサロンが倒産。支払いはあと6回残っている。もう払いたくないし、施術を受けた以上に払っているので返金してほしい。

業者が倒産し、裁判所によって破産管財人が選任されると、業者と直接返金交渉はできません。破産管財人は業者の財産をお金に換えて債権者に配当します。消費者は「債権届」を破産管財人に提出して配当を待つことになるのですが、税金や従業員の給料などが優先されるため、消費者への配当はほ

んど期待できません。相談①のように、現金やクレジットカードなどで一括払いした場合、返金は困難です。

脱毛エステの契約とクレジットカード会社（以下カード会社）や信販会社との契約は別のものなので、サロンが倒産しても支払い義務があります。しかし、契約期間内で施術回数が残っている、分割払いをしている途中の場合は、カード会社や信販会社に「支払い停止の抗弁書」を提出して、以降の請求を停止するよう申し入れができます。ただ、相談②のように施術を受けた分より多く支払っていても、カード会社や信販会社には法律上返金義務はないので、返金は困難です。また、受けた施術分より返済額が少ないときは、抗弁書を提出しても差額を請求される場合があります。

分割払いはリスクを避ける方法の一つですが、手数料が掛かるので支払い総額は増えます。都度払いや少ない回数のコースも検討するなど、よく考えて契約しましょう。

消費生活センター（ステーションビル3階） ☎7533・5555



Q 冬場の健康対策について教えてください。

A 2月は1年の中でも最も寒い時期となります。特に冬は気温や湿度の低下（乾燥）が強く、左記のようにさまざまな健康リスクがあります。

① 感染症

新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなどに要注意で、気温・湿度低下によりウイルスが増殖しやすくなり飛沫も起こりやすくなります。感染対策とともに規則正しい生活をして免疫力を落とさないようにしましょう。

② ヒートショック

急激な寒暖差により血圧の乱高下が生じ、心筋梗塞や脳血管障害が発生しやすくなります。最も発生頻度が高いのは浴室です。ヒートショックによる死者数は年間2万人に迫る勢いです。浴室と

脱衣場の温度差をなくする、屋外に出るときは暖かい服装をするなどの対策が必要です。

③ 低体温症

低体温は脳や内臓などの身体内部の体温が35℃以下になる状態で、震え、判断力低下などさまざまな症状を引き起こします。冬山や海などだけでなく、実は多くが屋内で発生しており、夏の熱中症の死者数よりも冬の低体温症での死者数の方が多いとされています。防寒対策、温かい食べ物、運動により筋力を落とさないことが大切です。

④ 脱水症

脱水症は夏場のみならず冬にも起こります。水分は汗や尿だけでなく不感蒸泄（感することなく皮膚や呼吸から失われる水分）も湿度が低下する状況で多くなり、体液が失われやすくなります。のどの渴きを感じにくいために水分摂取も不足します。倦怠感、集中力低下、下肢のこむら返りなどさまざまな症状の原因となり心当たりがあれば脱水も疑ってください。

その他さまざまなリスクがあります。が、個々に応じた対策をしていただき寒い季節を健康に乗り切りましょう。

池田市医師会